

議案第 5 号

市川市都市計画税条例の一部改正について

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

第 2 条 市川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

地方税法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋等に対して課する都市計画税の課税標準に係る特例を適用させる措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。